

令和3年11月1日

お客さま各位

大分みらい信用金庫

法人のお客さまの新規口座開設手続きに関するお知らせ

平素より、大分みらい信用金庫をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

近年、法人名義の口座が詐欺等の金融犯罪に利用され、消費者被害が拡大するなど、社会的な問題となっております。このような背景から、金融機関には法人口座開設時の手続きの厳格化が求められております。

当金庫では、こうした金融犯罪を未然に防止するため、法人口座開設を希望されるお客さまに対し、下記のとおりのお取り扱いとさせていただきます。

お客さまには、ご不便・お手数をおかけいたしますが、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 必要となる書類

- (1) 履歴事項全部証明書（発行後6カ月以内のもの）【原本】
- (2) 法人印鑑証明書（発行後6カ月以内のもの）【原本】
- (3) 取引担当者（ご来店者）の方の公的な本人確認書類【原本】
※ 外国人のお客さまの場合は在留カード【原本】
- (4) 代表者、実質的支配者の方の公的な本人確認書類【写し】
※ 外国人のお客さまの場合は在留カード【写し】
- (5) 公証役場にご提出した申告書類（書類名「実質的支配者となるべき者の申告書」と「申告受理及び認証証明書」）【写し】
※ 平成30年11月30日以降に設立された法人（株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人）の場合に必要です。
- (6) その他書類【原本】または【写し】
※ 平成30年11月29日以前に設立された法人（株式会社、有限会社、一般社団法人、一般財団法人、その他の法人）の場合は、実質的支配者情報リスト制度（令和4年1月31日運用開始）による「実質的支配者情報一覧」、「法人税確定申告書」別表二「同族会社等の判定に関する明細書」や「定款」、「株主名簿」等が必要になる場合があります。

2. 法人口座開設依頼書のご記入および事業内容等についての確認

具体的な事業内容や取引目的、代表者・実質的支配者等の住所・氏名・生年月日等についてご記入をお願いします。また、事業内容を確認する資料として「会社案内、パンフレット」「定款」等の提出をご依頼することがあります。

3. 取扱開始日

令和4年1月4日（火）より

4. ご留意事項

- (1) お申し込みから口座開設までに2～3週間程度のお時間をいただくことがあります。
- (2) 必要に応じて追加の書類の提示をお願いする場合がございます。
- (3) 事業内容等の確認のために、事業所への訪問や面談をお願いすることがあります。
- (4) 所定の審査の結果、口座開設をお断りすることがあります。

以 上